

仕様書

1 件名

大滝上駐車場周辺における交通誘導業務等委託契約

2 契約期間

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日まで

ただし、箕面市における各年度の予算の成立を前提として、年度ごとに契約更新・締結するものとする。

3 履行場所

箕面市箕面1655番地（大滝上駐車場）及び1656番地（大日橋園地駐車場）周辺（以下「大滝上駐車場周辺」と言う。）

4 業務内容

（1）業務責任者等の設置と業務体制の確立

- ①受託者は業務責任者のほか、業務従事者（以下「警備員」と言う。）をもって実施体制を組織すること。
- ②本業務を実施するに当たり、受託者は、警備業法及び警備業法施行規則等の関連法令を遵守すること。
- ③業務責任者は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格の資格し、かつ業務責任者としての実務経験が3年以上の者を選定すること。
- ④③の資格保有に加え業務責任者は、下記の事項を適切に行うことができる者とする。
 - i) 発注者等との打ち合わせ・協議及び調整
 - ii) 警備員の人選及び適切な配置
 - iii) 警備員に対する指揮命令及び指導・教育
 - iv) 警備員及び第三者に対する安全管理
- ⑤警備員は、下記の条件を満たす者とする。
 - i) 業務の内容が理解できて、業務責任者の指示あるいは業務計画書に従って業務を適切に行える者なお、業務責任者は、警備員を兼ねることができる。

(2) 業務計画書の作成

受託者は、業務の実施に先立ち、業務責任者名、実体制、連絡体制、交通誘導手法等、業務に行うにあたって資格等が必要な場合は資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出し承認を得なければならない。

なお、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

(3) 大滝上駐車場及び大日橋園地駐車場周辺への警備員の配置

大滝上駐車場及び周辺にて交通渋滞等の発生が予想される時期に警備員の配置を行い、渋滞緩和や安全確保のために必要な交通誘導等を行うこと。

①当該業務に係る警備員配置日数及び総数については【別紙1】のとおりとすること。

1日あたりの警備員配置人数は、過年度の大滝上駐車場等利用状況等を踏まえた上で、2名から7名の間で計画すること。

各年度開始までに、受託者は、配置日及び配置人数を計画し、発注者の承認を得ること。

②業務時間については、午前9時から午後5時までとする。

③駐車場への車両誘導（出入庫を含む）を行い、渋滞発生防止に努めること。

④駐車場利用者及び駐車場利用者以外の通行人の安全誘導を行うこと。

⑤大滝上駐車場周辺の交通渋滞の状況等を踏まえ、警備員配置日数及び配置人数、その他本業務に関する事項において変更する必要が生じた場合は、発注者と受託者協議の上、変更することができるものとする。

(4) 箕面ドライブウェイ一方通行規制時における警備員の配置等

箕面ドライブウェイの一方通行規制実施に係る警備員の配置、看板の設置等を行い、渋滞緩和や安全確保のために必要な交通誘導等を行うこと。

①当該一方通行規制は各年度11月中旬から12月上旬の土日祝日の午前9時から午後6時まで行うものとし、1日あたりの警備員配置人数は、33名で計算・配置すること。

なお、警備員配置日数については、【別紙1】のとおりとする。

また、配置エリアについては、箕面ドライブウェイの浄水場下三叉路からダム下三叉路までとする。

②業務時間については、一方通行規制が確実に行えるよう、午前8時30分から午後

6時30分とする。ただし、状況により延長の可能性あり。その場合は協議事項とする。

- ③一方通行規制実施に係る警備計画書を作成し、発注者が指定する期日までに提出すること。警備計画書に記載する内容については、発注者と受託者協議の上、決定するものとする。
- ④駐車場への車両誘導（入出庫を含む）を行い、渋滞発生防止に努めること。
- ⑤駐車場利用者及び駐車場利用者以外の通行人の安全誘導を行うこと。
- ⑥一方通行規制実施に際し必要な情報提供や関係機関等との調整など、発注者の求めに応じて協力すること。
- ⑦大滝上駐車場周辺の交通渋滞の状況等を踏まえ、当該一方通行規制の実施日数、警備員配置人数及び警備配置時間を変更する必要が生じた場合は、発注者と受託者協議の上、変更することができるものとする。
- ⑧一方通行規制に必要な看板、カラーコーン、コーンバーについては、発注者が用意するものを使用すること。ただし、発注者が決定する各種設置箇所及び設置数等については、発注者の求めに応じて助言を行うこと。

（5）交通渋滞等発生の記録

前各号に定める警備員を配置している日に、大滝上駐車場周辺に交通渋滞等が発生した場合は、渋滞緩和や安全確保に係る業務に支障のない範囲で、一方通行規制実施期間の検討を行うにあたり必要な情報を記録し、発注者へ報告すること。

なお、一方通行規制実施期間の検討を行うにあたり必要な情報とは、交通渋滞等が発生した時間、路上に発生した駐車待ち等による車列台数、当該台数の1時間毎の推移、最大車列台数及び車列台数が最大となった時間、交通渋滞等が解消された時間等とする。

（6）大滝上駐車場周辺の清掃

大滝上駐車場周辺の定期的な清掃を行うこと。

- ①清掃回数は、各年度あたり合計100回とし、繁忙期は週2回以上実施、閑散期は週1回実施とする等、大滝上駐車場の利用状況等を踏まえた上で、清掃日を計画・設定すること。

各年度開始までに、受託者は、清掃日の計画について発注者の承認を得ること。

- ②清掃日以外で警備員を配置している日については、大滝上駐車場周辺の美化に努めること。

③清掃に必要な用具等は、受託者の負担とする。

(7) 問い合わせ等の対応

大滝上駐車場周辺に関する問い合わせ等に対し、誠実に対応すること。

(8) 緊急時の対応

不足の事態が発生した時は速やかに発注者へ連絡するとともに、関係機関と連携及び調整を図り、適切に対応すること。

(9) 関係者との連携

大滝上駐車場周辺の渋滞緩和及び安全誘導に関する関係者との連携に努めること。

①受託者、発注者、駐車場運営事業者及び箕面市を参考して、定期的に情報共有の会議を開催すること。

開催場所・日時等について、発注者及び受託者協議の上、決定することとする。

②「箕面ドライブウェイ一方通行規制」における警備員の配置については、箕面市との連携を密に図りながら実施すること。

③緊急の場合については、発注者の承認を得ることなく、箕面市からの求めに応じて、必要な情報を提供すること。ただし、箕面市へ情報提供した後に、提供した内容等を発注者へ報告すること。

④駐車場運営が効率的に行われるよう、日頃から駐車場運営事業者と連携を図ること。

(10) 警備員への教育等について

①警備員の服装及び装備品（警備中に身につける無線機、警笛、懐中電灯等）は、原則として受託者の定めるものとする。

装備品については、受託者の負担において用意すること。

②警備員について、制服を着用させるとともに、胸部に所属、氏名を明記した名札を着用させるものとする。

③警備員に対して、警備業法に定められた教育を実施し、業務に関する知識・技術及び能力の向上並びにマナーの向上に努めること。

(11) 年次計画書の作成

発注者が指定する日までに翌年度の警備配置日、配置日毎の警備員配置数、清掃実施日、経費計画及びその他必要な事項等を記載した年次計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

なお、提出した内容については、年度の途中であっても、発注者及び受託者協議の上、変更することができる。

また、発注者が指定する日までに翌年度の見積内訳を提出すること。

(12) 月次報告書の作成

各月の業務終了後、月次報告書を作成し、翌月初5営業日中に発注者へ提出すること。

- ①月次報告書のフォーマットは定めないが、前各号で該当月に実施した業務内容、該当月に対応した問い合わせ、その他本業務の実態を把握するために発注者が必要と認める事項を記載すること。
- ②月の途中であっても、発注者から依頼があった場合は、発注者が指定する日までの記録について報告を行うこと。

(13) 年度報告書の作成

年度終了後、速やかに年度報告書を作成し、発注者へ提出し、検査を受けること。

(14) 業務実施に当たっての留意事項

- ①関係法令を遵守すること。
- ②服務規律を厳正にし、発注者及び箕面市の名譽を傷つけることのないよう注意すること。
- ③各業務に当たり、利用者に不快感を与えないように親切・丁寧な態度や言葉遣いで接し、トラブル及び事故防止に努めること。
- ④発注者は、受託者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- ⑤受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合は、直ちに発注者及び所管警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- ⑥受託者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- ⑦受託者は業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、箕面市個人情報の保護に関する法令施行条例を遵守すること。
- ⑧受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

- ⑨本業務の履行にあたって必要な備品等は、特段の定めがない限り、発注者が受託者に貸与するものとする。ただし、受託者が故意又は過失により貸与された備品等を毀損又は滅失したときは、発注者との協議により、必要に応じて発注者に対しこれを弁償又は自己の費用で、当該備品等と同等の機能又は価値を有する備品等を購入又は調達しなければならない。
- ⑩本業務の履行にあたって必要な事務用品は、受託者の負担とする。
- ⑪この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

5 その他

本業務については、箕面市からの補助金を元に実施するものであり、箕面市において、翌会計年度以降の予算が減額・削除された場合には当該契約の変更・解除ができるものとする。